

第4回 高水協議会 要旨

日 時：平成 17 年 12 月 7 日（水） 午後 1 時～午後 4 時
場 所：長野県庁 議会増築棟 401 号会議室（長野市）
出席者：19 名中 17 名

次 第

- 1 開 会
- 2 連絡事項
- 3 議 事
 - (1) 今後の検討内容について
 - (2) その他
- 4 閉 会

決定事項

- 1 第3回高水協議会要旨を長野県のホームページ等で公表する。
- 2 第5回高水協議会は、平成 18 年 2 月 5 日（日）に松本市周辺で開催する。

配布資料

資料 - 1・・・河川整備基本方針検討小委員会での検討概要

資料 - 2・・・高水協議会論点

アドバイザー等の希望調査集計結果 [第3回高水協議会 資料 - 5 を追加・修正]

浅川・薄川の河川整備計画に関する基本的な考え方

小松会員、小沢会員、内山会員、野原会員、塩原座長資料

資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

議事要旨

「浅川・薄川の河川整備計画の基本的な考え方」について

～第5回県治水・利水対策推進本部（17年11月22日）で決定した「浅川・薄川の河川整備計画に関する基本的な考え方」について、会員からの要望を受け、事務局より説明を行った。

今後の検討内容について

～配付資料「座長より提案 2005.12.7」について塩原座長から説明を行い、それに対する議論を行った。

- ・県に対して提案することはよいが、国土交通省に対して意見書を提出することは控えた方がよいのではないかと。まずは、県土木部河川課に理解してもらってからではないかと。（1小松）
- ・「河川砂防技術基準」そのものには口出しはできないが、県に対しては、その基準を正確に適用して欲しいという提案はできるのではないかと。（2小沢）
- ・河川砂防技術基準を読めば問題点を整理できる。その問題点を抽出してまとめることも出来る。しかし、一番の問題は数値を算出するだけで、その検証の方法が規定されていない。問題点を指摘して県、国へ意見書を提出することは必要である。（5野原）

- ・河川砂防技術基準が正しいという立場で議論する気はない。この中での論議を詰めないと何がおかしいのかクリアーになってこない。それを詰めた上で、慌てないでじっくりと構え、必要に応じ会の代表が国へ行って懇談を行えばよいのではないか。流域住民の一人という姿勢でこの問題に取り組みたい。(3内山)
- ・「問題点に関する意見を全体で確認する」ことは非常に重要である。基本高水の問題点に関する検討をもう少し進め、今日の会議の資料 - 2「高水協議会論点」を肉付けしていったらどうか。(11中沢)
- ・今までの高水協議会での論点は大事である。もう少し時間をかけ議論を深めていく中から問題点が浮き上がってくるのではないか。それを踏まえて次の段階へ進んだ方が効率よく出来るのではないか。(8清水)
- ・高水協議会での議論が一般住民に分かりやすいものでなければならない。一番おかしいところを追求することが大事である。薄川での森林整備による効果の検証は一般的にも分かりやすいので、その様なわかりやすいところを少しずつ積み上げていくことが大事である。(16山岸)
- ・いろいろな角度からアプローチがあった方が成果が上がる可能性が高い。いろいろな意見を尊重しながらまとめていけばよい。国へのアプローチはタイミングが大切である。(12小林)
- ・ここは高水再検証の場という位置付けできているため、国交省への意見書という形が適当かどうかは慎重に考えなければいけない。この場は住民と河川管理者との話し合いの場である。基本高水の疑問に対する河川管理者とのやりとりの中から問題点が出てくる。(13宮坂)
- ・事務局の治水・利水対策推進チームだけでなく、河川課を呼べばよいのではないか。(2小沢)
- ・間違いの指摘は必要であるが、対立からは何も生まれない。新しい方向を県と一緒に見付け、ベクトルをあわせて進めていかないと開けてこない。(12小林)
- ・県との議論が必要である。対立があってもよい。(13宮坂)
- ・各河川の状況が違うので、ここで数値について議論をすることは適当ではない。それぞれの意見を尊重し、異論があったら質問をして答えてもらい、ダム計画があった河川の問題点を浮き彫りにする。そうすれば共通の問題点はたくさん出てくる。(11中沢)
- ・基本高水を決めた方々からの話しも聞きたい。自分の理論を正しいと思いがちであるが、周りからの反論に耐えられる理論でなければならない。ある時点でこの会でまとめた論点について、その方々に批判してもらうことも必要である。(8清水)
- ・誰にでも分かるように問題点をまとめていかないといけない。県も間違いに気付いていない。県とともに論理的、客観的なデータをもとに間違いを明確にして、お互いが納得した上で進めていくべきである。(5野原)
- ・事務局が作成した「高水協議会論点」(資料 - 2)の整理を進める中で、一つの方向が出るのではないか。(1小松)
- ・基本高水は国が定めるものであり、県の職員は決められたルールの中で事務的に処理しているだけである。県または国に対してどういうアプローチするべきかを的確に判断しないと何の成果もでない。その見極めが非常に大切である。(12小林)

- ・ 県は基本高水を再検証するという枠組みを示している。自然現象を数量化するのには極めて困難であり、完璧なものが出るかどうかは分からないが、多面的に再検証するのが県の立場である。それに基づいて、再検証につながるような討議をこの場ですればよいのではないかと。9河川の状況は違うが、時間がかかっても、それぞれ基本高水の決め方を評価し、住民が納得できる基本高水はどの辺であるかというところへ行き着けばよいのではないかと。(9五味)
- ・ 各河川の問題点は各河川の流域協議会で検討している。この高水協議会では、その問題点を持ち寄って整理してみたらどうかというスタンスである。一つの河川の基本高水について細かく検証するのではなく、それぞれの河川の基本高水の問題点を共通の課題として整理していきたい。(座長 塩原)
- ・ それぞれの流域協議会の総意を受けた意見がある河川もあるかもしれないが、結局は高水協議会の会員がどう評価、提起するかが基本にあるのではないかと。(9五味)
- ・ 事務局で作成した「高水協議会論点」(資料-2)があるので、それに不足している点があれば、次回までに提出してもらったらどうか。持論がある人はレポートとしてまとめ、提出してはどうか。(1小松)
- ・ 基本高水を決めるときの出発点を問題にしていきたい。出発点である雨量の取り方、治水安全度・計画規模に疑問がある。それを支えてきたのが河川砂防技術基準であり、それがどのような役割をしてきたかは具体的なことを調べていけば出てくる。(3内山)
- ・ 9河川の流出解析資料を出してもらい、それに対する指摘をしたい。理論的に定量的に話を進めていかなければ説得力がない。(5野原)
- ・ 「座長より提案」資料の中の「今まで出された各人の問題点を全体で確認する」という作業により、今までに出された意見が具体化されるので、これは非常に大事である。今までは県が出した基本高水を検証する場になった。どのように検証していくかについては議論を詰めていかなければいけない。検証過程の中で専門家の話も必要になってくるので、ある程度時間をかけてやっていかなければなかなか解決していかない。(17田口)
- ・ 治水基準点より上流の支川の流量は、当初、基準点の流量を配分したものであるという。この流量配分が適正であるか、ダム計画点と基準点を単純に比較してよいか、検討しておく必要がある。一番はじめのボタンの掛け違いがないように、出発点の問題は確認しておいた方がよい。各河川では流量配分をどのようにしているのかがわかる資料を出して欲しい。(7常田)
- ・ 前回各会員が出した論点をもう少し詰めて、時間をかけてきちんとしたものにしたらどうか。(8清水)

本日配った「座長より提案」の資料では、県や国に意見を出すという具体的な提案になっているが、それはとりあえず保留して、これからの論議の中で決めていきたい。事務局が出した「高水協議会論点」をさらに補足したり、深めたりする必要があるということで一致したので、次回の高水協議会では、この「高水協議会論点」(資料-2)について議論を深めることとしたい。補足等があれば事務局の方へ文書で提出して欲しい。(座長 塩原)

今日配布した「高水協議会論点」は、今までの各会員からの意見発表とアドバイザーに関する論議の中にも問題提起があったことをまとめたもの。これにバックデータ等肉付けしていけば、基本高水に対する問題点が明確になってくると考える。次回の協議会までに追加する項目等があれば1月31日までに事務局に提出して欲しい。(事務局)